

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【平成26年度】

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 ファイダー の別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	基準口で該当する要件	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)	
						接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保 策	基準二で該当する要件
和歌山県 橋本市	南海 りんかんバス(株)	橋本市コミュニ ティバス 東ルート右回り	地域内 ファイダー	5,476.0	①和歌山バス那 賀(株)の運行する 補助対象地域幹 線系統と接続す る。 ②(1)半島振興対 策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」に近接及び乗り 継ぎダイヤの設定 ②「橋本」にて、和歌山バス那賀(株)の運行する 補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの
						①JR・南海併用鉄道駅「橋本」に近接及び乗り 継ぎダイヤの設定 ②「橋本」にて、和歌山バス那賀(株)の運行する 補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの
	南海 りんかんバス(株)	橋本市コミュニ ティバス 東ルート左回り	地域内 ファイダー	5,476.0	①和歌山バス那 賀(株)の運行する 補助対象地域幹 線系統と接続す る。 ②(1)半島振興対 策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」に近接及び乗り 継ぎダイヤの設定 ②「橋本」にて、和歌山バス那賀(株)の運行 する補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの
						①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、南海「御幸 辻」「紀伊清水」「学文路」に近接及び接続、 接続ダイヤを設定 ②「橋本」にて、和歌山バス那賀(株)の運行 する補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの
	南海 りんかんバス(株)	橋本市コミュニ ティバス 中ルート右回り	地域内 ファイダー	4,815.0	①和歌山バス那 賀(株)の運行する 補助対象地域幹 線系統と接続す る。 ②(1)半島振興対 策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、南海「御幸 辻」「紀伊清水」「学文路」に近接及び接続、 接続ダイヤを設定 ②「橋本」にて、和歌山バス那賀(株)の運行 する補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの
						①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、南海「御幸 辻」「紀伊清水」「学文路」に近接及び接続、 接続ダイヤを設定 ②「橋本」にて、和歌山バス那賀(株)の運行 する補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの
南海 りんかんバス(株)	橋本市コミュニ ティバス 西ルート右回り	地域内 ファイダー	1,632.0	①和歌山バス那 賀(株)の運行する 補助対象地域幹 線系統と接続す る。 ②(1)半島振興対 策実施地域	①JR鉄道駅「高野口」「紀伊山田」に近接お よび接続ダイヤを設定 ②「市役所前」「車庫前」「大野西」「高野口 駅筋」にて、和歌山バス那賀(株)の運行する 補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの	
					①JR鉄道駅「高野口」「紀伊山田」に近接お よび接続ダイヤを設定 ②「市役所前」「車庫前」「大野西」「高野口 駅筋」にて、和歌山バス那賀(株)の運行する 補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの	
和歌山県 橋本市	南海 りんかんバス(株)	橋本市コミュニ ティバス 西ルート左回り	地域内 ファイダー	1,632.0	①和歌山バス那 賀(株)の運行する 補助対象地域幹 線系統と接続す る。 ②(1)半島振興対 策実施地域	①JR鉄道駅「高野口」「紀伊山田」に近接お よび接続ダイヤを設定 ②「市役所前」「車庫前」「大野西」「高野口 駅筋」にて、和歌山バス那賀(株)の運行する 補助対象地域間幹線系統に接続	③平成23年度以降に本節 による補助金の交付を受 けたことがあるもの
合計				23,846.0			

平成26年度

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	南海りんかんバス株式会社	平成26年度	提出用
------	--------------	--------	-----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	411,016 千円	営業外収益	1,421 千円	経常収益(イ)	412,437 千円	
	営業費用	429,539 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	429,539 千円	
	営業損益	△ 18,523 千円	営業外損益	1,421 千円	経常損益	△ 17,102 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		939,222.7 km				経常収支率	96.01 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	426,221 千円	営業外収益	807 千円	経常収益(イ')	427,028 千円	
	営業費用	438,242 千円	営業外費用	76 千円	経常費用(ロ')	438,318 千円	
	営業損益	△ 12,021 千円	営業外損益	731 千円	経常損益	△ 11,290 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		935,972.2 km				経常収支率	97.42 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	457,217 千円	営業外収益	2,338 千円	経常収益(イ'')	459,555 千円	
	営業費用	447,755 千円	営業外費用	1,490 千円	経常費用(ロ'')	447,245 千円	
	営業損益	9,462 千円	営業外損益	848 千円	経常損益	12,310 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		946,318.9 km				経常収支率	102.75 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
南近畿	472円.61銭	468円.30銭	457円.33銭	-1.62 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
南近畿	449円.95銭	414円.60銭	414円.60銭	439円.12銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ		ヌ			
南近畿	1	東ルート 右回り	車庫前	市民病院前 上山内	車庫前	294 日	882 回	往 34.8km 復 . Km	(平均) 34.8km	往0.0Km 復 . Km	往0.0Km 復 . Km	0.0Km	100%	30,693.6
	2	東ルート 左回り	車庫前	上山内 市民病院前	車庫前	294 日	882 回	往 34.8km 復 . Km	34.8km	往0.0Km 復 . Km	往0.0Km 復 . Km	0.0Km	100%	30,693.6
	3	中ルート 右回り	車庫前	市民病院前 山田	車庫前	294 日	882 回	往 31.8km 復 . Km	31.8km	往0.0Km 復 . Km	往0.0Km 復 . Km	0.0Km	100%	28,047.6
	4	中ルート 左回り	車庫前	山田 市民病院前	車庫前	294 日	882 回	往 31.8km 復 . Km	31.8km	往0.0Km 復 . Km	往0.0Km 復 . Km	0.0Km	100%	28,047.6
	5	西ルート 右回り	保健福祉 センター前	高野口地区 公民館	保健福祉 センター前	294 日	294 回	往 30.9km 復 . Km	30.9km	往0.0Km 復 . Km	往0.0Km 復 . Km	0.0Km	100%	9,084.6
	6	西ルート 左回り	保健福祉 センター前	高野口地区 公民館	保健福祉 センター前	294 日	294 回	往 30.9km 復 . Km	30.9km	往0.0Km 復 . Km	往0.0Km 復 . Km	0.0Km	100%	9,084.6
合計		系統						往 195.0km 復 . Km	(平均) 195.0km	往0.0Km 復 . Km	往0.0Km 復 . Km	0.0Km		135,651.6

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額) ト	補助対象 系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	12,725,566 円	9円.32銭	286,064 円	12,439,502 円	12,439,502 円	12,439 千円	6,219.5 千円		
	2	12,725,566 円	9円.32銭	286,064 円	12,439,502 円	12,439,502 円	12,439 千円	6,219.5 千円		
	3	11,628,534 円	24円.64銭	691,092 円	10,937,442 円	10,937,442 円	10,937 千円	5,468.5 千円		
	4	11,628,534 円	24円.64銭	691,092 円	10,937,442 円	10,937,442 円	10,937 千円	5,468.5 千円		
	5	3,766,475 円	6円.56銭	59,594 円	3,706,881 円	3,706,881 円	3,706 千円	1,853.0 千円		
	6	3,766,475 円	6円.56銭	59,594 円	3,706,881 円	3,706,881 円	3,706 千円	1,853.0 千円		
合計		56,241,150 円		2,073,500 円	54,167,650 円	54,167,650 円	54,164 千円	27,082 千円	23,846 千円	23,846 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×マ-カ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概 要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	13,524,521 円										
	2	13,524,521 円										
	3	11,928,925 円										
	4	11,928,925 円										
	5	4,028,021 円										
	6	4,028,021 円										
合計		58,962,934 円	35,116,934 円	円	%	円	100 %	円	%	円	0 %	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
南近畿	1	28円.22銭	25円.23銭	12円.87銭	△ 29.79 %	9円.32銭
	2	28円.22銭	25円.23銭	12円.87銭	△ 29.79 %	9円.32銭
	3	44円.83銭	38円.18銭	29円.86銭	△ 18.31 %	24円.64銭
	4	44円.83銭	38円.18銭	29円.86銭	△ 18.31 %	24円.64銭
	5	27円.57銭	23円.21銭	9円.85銭	△ 36.68 %	6円.56銭
	6	27円.57銭	23円.21銭	9円.85銭	△ 36.68 %	6円.56銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)